



「自転車安全利用五則」が新しくなりました！

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部において、新しい「自転車安全利用五則」が決定されました。

「自転車安全利用五則」は、自転車の交通ルールのうち、特に重要なものを取りあげたものです。自転車は道路交通法では軽車両に位置づけられています。道路通行時は、「車」としての交通ルールを守りましょう。

※「交通安全対策会議」は、交通安全対策基本法により内閣府に設置されるもので、会長は内閣総理大臣です。

自転車指導啓発重点路線

「自転車指導啓発重点路線」は、自転車通勤者等が集中する駅周辺や自転車通学生等による悪質・危険な自転車運転が問題となっている通学路等において、「自転車通行空間の整備」、「安全教育・広報啓発」、「指導取締り」を重点的・計画的に実施するものです。県内では、12の警察署で各1路線を指定しています。右のQRコードで各路線図が確認できます。



警察署	重点路線	警察署	重点路線
宮崎北	宮崎駅前交差点～デパート前交差点	えびの	飯野駅前～飯野中学校前
宮崎南	宮交シティ前交差点～国富小学校前交差点	西都	西都原入口交差点～西都病院前
日南	今町交差点～日南振徳高校前	高岡	本庄中学校入口交差点～六日町交差点
串間	串間中学校～松清ガード下	高鍋	高鍋駅前～高鍋小学校前
都城	自衛隊前交差点～都原交差点	日向	日向市駅前～ダイナム日向店前
小林	売子木交差点～木場交差点	延岡	延岡駅前交差点～祝子橋北詰

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。